

市区町村体育・スポーツ協会
市区町村スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
日 本 ス ポ ー ツ 少 年 団
本部長 益子 直美

日本スポーツ少年団団員登録料の改定について(通知)

平素より当協会スポーツ少年団活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、令和 8 年 5 月 30 日に開催しました令和 8 年度第 1 回日本スポーツ少年団 (JJSA) 委員総会にて、下記のとおり決定しましたのでご通知申し上げます。

これは、スポーツ少年団を未来につないでいくため、すなわち全国の単位団がいつでもいつまでも、スポーツ少年団の理念を体現し、活動を続けることができるようにしていくために必要な改定となります。

JJSAでは、子どもたちがスポーツを楽しむだけでなく、様々な活動を通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶことができるようにするため各事業を展開するとともに、改革プラン 2022 を推し進めているところです。これらは、団員の健全育成、人材育成につながり、参加者だけではなく各地域・各单位団へと広く効果が波及し、スポーツ少年団の活性化に重要なものとなります。

JJSAでは平成 7 年度の 2 回目の登録料改定から 31 年間、登録料をはじめ各種補助金・助成金や事業収入を原資として事業を実施してまいりましたが、近年の物価高騰や登録者減少などにより資金が不足している状況です。これまで収支の改善を図ってきたものの、日本スポーツ協会(JSPO)自体の財政状況も厳しさが増し、このままではスポーツ少年団活動を維持していくことが極めて困難な状況となっています。

については、物価高騰など社会・経済情勢が大変厳しい状況ではございますが、JJSA の事業と組織を継続し、全ての単位団がスポーツ少年団として活動を続け、子どもたちのスポーツ環境を維持していくことができるようにするため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本件に関する単位団宛のお知らせを同封いたしますので、貴団傘下の団体等への周知についてもご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日本スポーツ少年団登録料改定内容

登録区分	改定内容
団員	700 円(年額)
指導者、役員・スタッフ ^注	改定無し

(注)指導者は、JSPO 公認スポーツ指導者基本登録料を令和 8(2026)年 10 月から増額改定するため、役員・スタッフは、公認スポーツ指導者資格保有者もおり善意で団運営を支えていただいているため今回改定いたしません。

(参考)令和 8 年度の年間登録料は、団員 300 円、指導者および役員・スタッフ 700 円です。

2. 改定時期:令和9年度登録から

3. 登録料改定の主な理由

- (1) スポーツ少年団の活動と組織を継続し、単位団がスポーツ少年団活動を続けられることにより、子どもたちのスポーツ環境を維持していくため
- (2) 登録者の減少による登録料の減収
- (3) 物価や人件費、輸送コストの高騰などによる費用の増加

4. 今後の取り組み

- (1) 当協会財務委員会の評価を踏まえ、常任委員会において日本スポーツ少年団の毎年度の決算を審議する際、登録料改定の是非について協議する。
- (2) 常任委員会において、団員増および広報PR強化策を検討する。

5. 今後のスケジュール(予定)

- ・令和8年7月:当協会ホームページにて登録料改定について周知
- ・令和8年8月:当協会情報誌 Sport Japan にて登録料改定について周知
- ・令和8年12月頃:日本スポーツ少年団登録規程施行細則改定

6. 同封資料

- (1) 単位団向けのお知らせ
- (2) 日本スポーツ少年団登録料改定に関する説明資料

—本件に関する問合せ先—
地域スポーツ推進部少年団課
E-mail:jjisa@japan-sports.or.jp